⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kenji Muro, Warden of the Hiroshima Prison

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Electric installation work of the building for treatment and custodial administration of the Hiroshima Prison

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　4 June. 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 13 : 30　16 July. 2010 (tenders submitted by mail 15 : 00　15 July. 2010)

⑹　Contact point for tendering documentation : Yodo-ka (supply section), General Affairs Division, Hiroshima Prison, 13―114 Yoshijimachou Naka-ku Hirosima-shi Hiroshima-ken, 730―8651, Tel 082―241―8601

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年５月25日

支出負担行為担当官

広島刑務所長　室　　憲治

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　34

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　広島刑務所処遇管理棟等新営（機械設備）工事

⑶　工事場所　広島県広島市中区吉島町13―114

⑷　敷地面積　75,148㎡（庁舎敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　処遇管理棟　建物用途　庁舎　構造・階数　ＲＣ造４階　建築面積　1,252㎡　延べ面積　4,276㎡

イ　棟名　収容棟Ｅ　建物用途　収容棟　構造・階数　ＲＣ造５階　建築面積　732㎡　延べ面積　3,532㎡

ウ　棟名　職員訓練棟Ｃ　建物用途　職業訓練棟　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　2,998㎡　延べ面積　5,033㎡

エ　棟名　渡り廊下⑴　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　138㎡　延べ面積　186㎡

オ　棟名　渡り廊下⑶　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　140㎡　延べ面積　178㎡

カ　棟名　渡り廊下⑯　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　72㎡　延べ面積　75㎡

キ　棟名　渡り廊下㉒　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　56㎡　延べ面積　67㎡

ク　棟名　仮倉庫　建物用途　倉庫　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　694㎡　延べ面積　694㎡

ケ　棟名　仮洗濯工場　建物用途　職業訓練棟　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　229㎡　延べ面積　229㎡

コ　棟名　仮食堂　建物用途　食堂　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　152㎡　延べ面積　152㎡

サ　工事種目　衛生設備一式、空気調和設備一式

シ　その他　倉庫①模様替（模様替面積約600㎡）、倉庫②模様替（模様替面積約10㎡）、既設渡り廊下模様替

ス　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成23年３月31日まで（指定部分　仮倉庫、仮洗濯工場及び関連する屋外設備：平成22年10月16日まで、仮食堂、倉庫①模様替、倉庫②模様替及び関連する屋外設備：平成23年１月15日まで）

⑺　使用する主要な資機材　直だき吸収冷温水機（約280kW）１基、冷却塔（約520kW）１基、空気調和機９台、パッケージ形空気調和機７台、受水タンク（約160㎥）１基

⑻　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本件工事の業種区分において、法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、管工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本件工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、基礎工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、法務省収容施設において、一契約で複数棟を一括して施工した場合には、その延べ面積、構造及び階数を施工実績として認める。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途にかかる部分及びこれに付随する共用部分にかかる延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

⑺　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

⑴　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上３階建以上、ただし、法務省収容施設にあっては、地上２階建以上

⑼　建物規模　延べ面積3,000㎡以上、ただし、法務省収容施設にあっては延べ面積2,000㎡以上

⑽　工事種目　管工事（衛生設備又は空気調和設備を含む。）

イ　類似工事

⑺　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

⑴　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上３階建以上

⑼　建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

⑽　工事種目　管工事（衛生設備又は空気調和設備を含む。）

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本件工事に専任で配置することができること。

ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成８年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、基礎工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。